

兵庫県公報

令和5年4月18日 火曜日 第405号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--|-----|
| ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（環境整備課） | 1 |
| ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） | 1 |
| ○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（都市計画課） | 2 |
| ○ 重要調整池に係る検査の結果（東播磨県民局） | 2 |
| 公安委員会告示 | |
| ○ 技能検定員審査の実施 | 2 |
| ○ 教習指導員審査の実施 | 4 |
| 警察本部公告 | |
| ○ 入札公告 | 5 |
| 正 誤 | |
| ○ 令和5年3月22日付け兵庫県公報号外中 | 7 |
| ○ 平成18年5月30日付け兵庫県公報第1777号中 | 8 |

告 示

兵庫県告示第469号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和5年4月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

| | 指定区域 | 埋立地の区分 |
|---|---|--|
| 1 | 神崎郡市川町谷字不動岩936番2、936番3、936番4、936番5及び936番6 (※令和2年11月13日時点) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号 |
| 2 | 西脇市黒田庄町石原字柳原1474番15の一部、1474番16の一部、1474番17の一部、1474番19、1474番20、1474番21、1474番22、1474番23の一部、1474番96の一部及び1474番106の一部 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号 |

兵庫県告示第470号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年4月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名 | 小 字 名 | 地 番 |
|--------|-------|-------|---------|-------------|---|
| 餅耕地(2) | 養父市 | | 餅耕地 | ヒナタ 柳ケサコ | 22番の一部、22番1の一部、23番、24番の一部 168番から170番までの各一部、171番から173番まで、182番、183番1、183番2、189番の一部、171番から173番に至る地先の道路敷 |

兵庫県告示第471号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、香美町山手土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年4月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 香美町山手土地区画整理組合
事務所の所在地 美方郡香美町香住区香住870番地の1（美方郡香美町役場内）
設立認可の年月日 平成10年2月6日
- 変更認可の年月日
令和5年4月18日

兵庫県告示第472号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和5年4月18日

兵庫県東播磨県民局長 野北浩三

- 重要調整池の所在地
加古川市米田町船頭字奥野5番4 外
- 重要調整池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|----------|---------------------|--------|
| 株式会社マルハン | 京都市上京区出町今出川上る青龍町231 | 韓 浩 |

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第105号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月18日

兵庫県公安委員会
委員長 小西新右衛門

- 技能検定員審査の種類
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

令和5年6月3日（土）から同月16日（金）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和5年4月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{ひな}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和5年4月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和5年4月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{ひな}牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和5年7月11日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434

兵庫県公安委員会告示第106号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月18日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和5年6月3日（土）から同月16日（金）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続**(1) 提出書類****ア 審査申請書1通**

審査申請書は、令和5年4月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和5年4月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和5年4月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平

成12年兵庫県条例第38号)別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和5年7月11日(火)午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話(078)912-1628 内線433、434

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年4月18日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

1 契約方法

下記2の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

2 調達内容

(1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料

ア 標識板 4,210枚(取付金具等及び搬送費を含む。)

イ 補助板 1,055枚(同上)

ウ 支柱等 3,915点(付属品等及び搬送費を含む。)

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

契約の日から令和6年3月31日(金)まで

発注の日から30日以内

(4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下46警察署

(5) 納入回数

契約期間内に約4回(この回数のほか緊急発注にも対応できること。)

(6) 入札の方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書(以下「申込書等」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 申込書等の提出場所等

- (1) 申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課施設係 担当 大路
電話（078）341-7441 内線2287

- (2) 申込書等の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和5年4月18日（火）から同年5月11日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札及び開札の日時並びに場所
令和5年6月6日（火）午後1時30分 兵庫県警察本部 本館4階入札室

- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年6月5日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に上記2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年6月1日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金
契約金額（落札価格に上記2の(1)の各数量を乗じて得た額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を、令和5年5月11日（木）までに提出すること。
- イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和5年6月12日（月））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 要契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshiyuki Murai, Chief of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

① 4,210 road sign plates

(include metal fixtures and delivery charge)

② 1,055 supplemental road signs

(same as above)

③ 3,915 road sign poles

(include attachments and delivery charge)

(3) Delivery period:

From the date of contract to March 31, 2024

(within 30days from the date of order)

(4) Delivery places:

Hyogo Prefectural Police H. Q. and 46 Police Stations

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 May 11, 2023

(6) Date of tender:

13:30 June 6, 2023

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Oji, Facilities Section, Finance Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2287

正

誤

○令和5年3月22日付け（兵庫県公報号外中）

令和5年3月22日（号外）公布兵庫県条例第14号兵庫県税条例の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中同表の中欄に掲げる字句は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）、及び所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）の令和5年3月31日公布により、それぞれ同表の右欄に掲げる字句となった。

| | | |
|------------|-------|---------------|
| 25ページ下から2 | 政令第 条 | 政令附則第18条の6第2項 |
| 26ページ下から14 | 法律第 号 | 法律第1号 |
| 26ページ下から4 | 法律第 号 | 法律第3号 |



○平成18年5月30日付け（兵庫県公報第1777号）

兵庫県告示第616号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定）中

| (ページ) | (行) | (誤) | (正) |
|-------|-----|--|---|
| 35 | 25 | 加古川市尾上町池田850 | 加古川市尾上町池田字榮へ1417番2 |
| 36 | 10 | 明石市大久保町大窪字大澤2700—4、 2714—10、2727、2718—12、2735、2718— —2、2721—4、2721—7、2719—10 | 明石市大久保町大窪字大澤2700—4 の一部、2714—10の一部、2718—2の 一部、2718—12の一部、2719—10、 2721—4、2722—7、2727の一部及び 2735 |